

2012税理士講座

消費税法
基礎期
無料体験用冊子

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

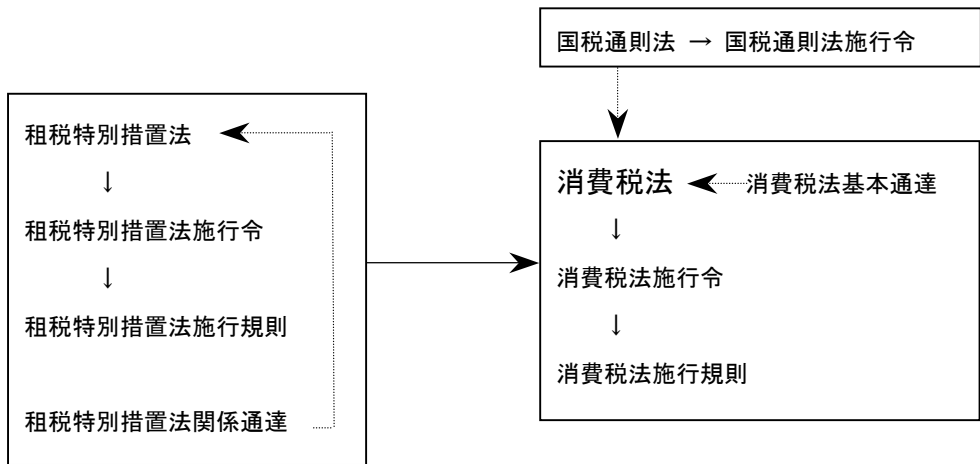


0 000821 123346

HU12334

本書の利用方法

本書においては、各種法令名を次のように省略している。



消費税法	→	法
消費税法施行令	→	令
消費税法施行規則	→	規
消費税法基本通達	→	基通
租税特別措置法	→	措法
租税特別措置法施行令	→	措令
租税特別措置法施行規則	→	措規
租税特別措置法関係通達	→	措通

<条文番号の掲げ方>

「消費税法第30条第2項第一号イ」 → 法30②一イ

— 総 目 次 —

基礎期 1	学 習 内 容	レ ベ ル	解説理論
第 1 回	消費税法の概要	基 礎	理論40
第 2 回	課税の対象 I	基 礎	理論 1・41
第 3 回	非課税取引	基 礎	理論 3
第 4 回	輸出免税等 I	基 礎	理論 4
	4%課税取引	基 礎	理論41
	課税標準 I	基 礎	理論19
	税率	基 礎	理論19
	売上げに係る対価の返還等 I	基 礎	理論31
	貸倒れが生じた場合等 I	基 礎	理論32
月例確認テスト基礎期 1			
第 5 回	仕入税額控除 I	基 礎	理論20・21・41
	仕入れに係る対価の返還等 I	基 礎	理論24
第 6 回	課税売上割合 I	基 礎	理論22
	仕入税額控除 II	基 礎	理論20

基礎期 2	学 習 内 容	レ ベ ル	解説理論
第 7 回	非課税資産の輸出取引等	基 礎	理論23
	課税売上割合 II	基 礎	理論22
第 8 回	納税義務の免除 I (原則)	基 礎	理論 6・8 (一部)・41
	新設法人 (法12の2①)	基 礎	理論13 (一部)
	輸入取引 I	基 礎	理論 1・3・6・19・41
月例確認テスト基礎期 2			
第 9 回	輸入取引 II	基 礎	理論20
	中間申告	基 礎	理論33
第 10 回	確定申告	基 礎	理論34
	還付申告	基 礎	理論35
	輸入取引についての申告等	基 礎	理論36
第 11 回	更正の請求	基 礎	理論37
	納税地	基 礎	理論18
	課税期間	基 礎	理論17
第 12 回	総合計算問題の解き方		
月例確認テスト基礎期 3			

応用期 1	学 習 内 容	レ ベ ル	解説理論
第 1 回	課税の対象Ⅱ (類する行為) (みなし譲渡) 課税標準Ⅱ	応 用 応 用 応 用	理論 1 理論 1 理論19
第 2 回	売上げに係る対価の返還等Ⅱ 貸倒れが生じた場合等Ⅱ 仕入れに係る対価の返還等Ⅱ 輸入取引につき受ける還付	応 用 応 用 応 用 応 用	理論31 理論32 理論24 理論25
第 3 回	課税の対象Ⅲ (取引の内外判定) 輸出免税等Ⅱ	応 用 応 用	理論 2 理論 4・5
第 4 回	資産の譲渡等の時期 (原則) (特例)	応 用	理論14・15・16
月例確認テスト応用期 1			
第 5 回	変動の調整	応 用	理論26・41
第 6 回	転用の調整 棚卸資産に係る調整	応 用 応 用	理論27・41 理論28・41

応用期 2	学 習 内 容	レ ベ ル	解説理論
第 7 回	納税義務の免除Ⅱ (相続) (合併)	応 用	理論 9 理論10・41
第 8 回	納税義務の免除Ⅱ (分割等) (吸収分割)	応 用	理論11 理論12・41
月例確認テスト応用期 2			
第 9 回	合併があった場合の中間申告	応 用	理論33
第 10 回	簡易課税制度Ⅰ	応 用	理論29 (一部)・30 (一部)
第 11 回	簡易課税制度Ⅱ	応 用	理論29 (一部)
第 12 回	国等に対する特例	応 用	理論39
月例確認テスト応用期 3			

※ 理論 6・7・38

理論 8 (一部)・13 (一部)・29 (一部)・30 (一部)・42

については、直前期テキストにおいて解説を行う。

— 月例確認テスト出題予告 —

回数	理論	計算
月例確認 テスト 基礎期 1	理論 3 理論40	基礎期第 1 回講義～基礎期第 4 回講義までの内容 メインテーマ 非課税取引 総合計算問題（略式）
月例確認 テスト 基礎期 2	理論13 理論20	基礎期第 1 回講義～基礎期第 8 回講義までの内容 メインテーマ 納税義務の判定 課税売上割合 仕入税額控除
月例確認 テスト 基礎期 3	理論18 理論34	基礎期第 1 回講義～基礎期第12回講義までの内容 メインテーマ 中間申告
月例確認 テスト 応用期 1	理論 1 理論32	基礎期第 1 回講義～応用期第 4 回講義までの内容 メインテーマ 課税の対象 課税標準 輸出免税等
月例確認 テスト 応用期 2	理論 9 理論26	基礎期第 1 回講義～応用期第 8 回講義までの内容 メインテーマ 変動の調整 転用の調整 棚卸資産に係る調整
月例確認 テスト 応用期 3	理論33	基礎期第 1 回講義～応用期第12回講義までの内容 メインテーマ 簡易課税制度 合併の中間申告

— 基礎期テキスト1の学習内容 —

回数	内容	レベル	ページ	個別計算 問題集	総合計算 問題集
第1回	消費税法の概要	基礎			
	1-1 税理士試験における消費税法		9~10	問題1	—
	1-2 消費税の概要		11~18	~	
1-3 消費税の納付税額の計算方法	19~25	問題4			
第2回	課税の対象 I	基礎			
	2-1 国内取引に係る課税の対象		29~42	問題5	—
2-2 課税対象外取引	43~55	~	問題13		
第3回	非課税取引	基礎			
	3-1 概要		59~60	問題14	—
3-2 非課税取引の内容	61~88	~	問題22		
第4回	輸出免税等 I	基礎			
	4-1 輸出免税等 I		93~100		—
	4-2 4%課税取引		101~103	問題23	
	4-3 課税標準 I		105~107	~	
	4-4 税率		109~110	問題29	
	4-5 売上げに係る対価の返還等 I		111~117		
4-6 貸倒れが生じた場合等 I	119~124				
第5回	仕入税額控除 I	基礎			
	5-1 仕入税額控除 I		127~146	問題30	—
5-2 仕入れに係る対価の返還等 I	147~151	~	問題39		
第6回	課税売上割合 I・仕入税額控除 II	基礎			
	6-1 課税売上割合 I		155~159	問題40	—
6-2 仕入税額控除 II	161~186	~	問題46		

無料体験冊子 1 目次

学習内容	7～25
確認個別計算問題	27～33
答案用紙	35～39
解答解説	41～45

基礎期

第1回

講義

消費税法の概要

第 1 回 消費税法の概要

【この章で学ぶこと】

消費税の基本的な仕組みについて、学習する。

- 1 - 1 税理士試験における消費税法
- 1 - 2 消費税法の概要
- 1 - 3 消費税の納付税額の計算方法

1 — 1 税理士試験における消費税法

学習項目

- 1 消費税法の出題傾向
- 2 学習方法

1 消費税法の出題傾向

近年における税理士試験は、8月第1週又は第2週の火曜・水曜・木曜の3日間で実施されており、消費税法の試験は初日の第3限、3：30～5：30に行われる。試験時間は2時間、配点は理論・計算ともに各50点の計100点である。

理論問題は、基本的に、個別理論1題と応用理論1題の合計2題の出題となっている（個別理論2題と応用理論1題の合計3題の出題の年度もある。）。

計算問題は、納付税額まで計算させる総合問題がすべての年度で出題されている。

税理士試験は合格率上位約12%の競争試験である。合格圏内に入るには、相応の努力が必要となるのはいうまでもない。

2 学習方法

1. 理論

合格をつかむための理論対策は、ひとえに理論の理解と暗記の作業となる。

消費税法本試験の理論は、基本的に配布されている個別理論集から出題される。

個別理論問題については、個別理論集に掲載された理論（42 題）のうち、問われているものをそのまま解答することとなり、応用理論問題については、暗記した個別理論のうち該当する理論の一部分を抜粋して、組合わせて解答を作成することとなる。解答となるべき理論は、すべて個別理論集に掲載されている！

従って、個別理論集は、すべてマスター（暗記）することが必要となる。

また、理論暗記の学習は、計算の授業と同時に進めていくのが効率的である（計算内容をマスターできれば、理論の暗記もしやすくなる。）。理論暗記をあなどってはいけない。例えば、40 題の理論を 8 ヶ月（約 240 日）で暗記する計画をたてると $240 \div 40 = 6$ 、つまり、6 日に 1 題を暗記していくペースとなるが、3 ヶ月（約 90 日）で暗記する計画となれば、 $90 \div 40 = 2.25$ 、つまり、2 日に 1 題を暗記していかなければならないこととなる。税法科目の試験に合格するには、すべてこの理論暗記の作業が必要となる。逃避をせず、真摯に取り組んでいただきたい。

2. 計算

計算問題では、総合問題がすべての年度で出題されている。

近年の出題傾向としては、内容・ボリュームともにハイ・レベルになっており、きちんと解答するには試験時間内では不可能な問題となっている。

しかし、計算問題に対する正確性とスピードは、問題演習を何回も解くこと（復習）により身につけることができる。

予習は不要！大切なことは、解答を暗記してしまうくらいの復習である。

1—2 消費税法の概要

学習項目

- 1 直接税と間接税
- 2 消費税法の規定
- 3 消費税の税率
- 4 納付する消費税額の計算
- 5 税込経理方式と税抜経理方式
- 6 用語の説明

1 直接税と間接税

税金には、直接税と間接税の2種類がある。

直接税 → 法人税、所得税、相続税など

担税者（その税金を負担する者）＝納税者（その税金を納めなければならない者）

間接税 → 酒税、消費税など

担税者（その税金を負担する者）≠納税者（その税金を納めなければならない者）

3 消費税の税率

「5%の消費税等」と表現されるが、この5%の内訳は

国税としての消費税（消費税）	:	4%
地方税としての消費税（地方消費税）	:	1%（消費税率（4%）×25%=1%）

従って、税込みで105円の物品の構成は

地方消費税（地方税）	1円	⇒ 地方税法で規定
消費税（国税）	4円	⇒ 消費税法で規定
本体価格（税抜価格）	100円	

となる。

税理士受験科目である消費税法は、国税としての消費税を計算するので、税込みで105円の物品の中から

$$\text{本体価格を計算する場合} \Rightarrow 105 \text{円} \times \frac{100}{105} = 100 \text{円}$$

$$\text{消費税を計算する場合} \Rightarrow 105 \text{円} \times \frac{4}{105} = 4 \text{円}$$

という算式となる。



Advice!

5%の内訳が「国税としての消費税」と「地方税としての地方消費税」であるため、今後教材においては、消費税及び地方消費税を併せて表現するときは「消費税等」と、消費税のみを表現するときは「消費税」と示す。

4 納付する消費税額の計算

事業者が国に納付する消費税額の計算式は、簡単に示すと次のようになる。

$$\begin{aligned} & \text{その事業者が消費者から預かった消費税} - \text{その事業者が払った（預けた）消費税} \\ & = \text{その事業者が納付する消費税額} \end{aligned}$$

なぜ、事業者は消費者から預った消費税のすべてを国に納付しないのか。

消費税は、取引の各段階において、取引価格に上乘せられて次々に転嫁されていく（多段階課税方式）が、国に納付されるべき消費税額は、その取引の最終消費者である消費者が負担する消費税額である。

しかし、その取引の各段階に関わった事業者も、例えば購入の際に、消費者の立場として相手の事業者へ預けた消費税があれば、これをその事業者の納付消費税額を計算する際に控除すること（税累積控除方式）となるのである。

この結果、原則として、その取引の各段階に関わった事業者が国に納付する消費税額の合計額とその取引の最終消費者である消費者が負担する消費税額とが一致することとなる。

この計算例を図にすると次のようになる。

農 家	農 協	米 屋	消 費 者
収 穫 高 20,000	売 上 高 40,000	売 上 高 60,000	支 払 金 額 63,000
消 費 税 800	消 費 税 1,600	消 費 税 2,400	
	↑	↑	
	仕 入 高 20,000	仕 入 高 40,000	
	消 費 税 △800	消 費 税 △1,600	
消 費 税 額 800	消 費 税 額 800	消 費 税 額 800	消 費 税 額 2,400
地 方 消 費 税 200	地 方 消 費 税 200	地 方 消 費 税 200	地 方 消 費 税 600
税 額 合 計 1,000	税 額 合 計 1,000	税 額 合 計 1,000	税 額 合 計 3,000

消費者が米の購入に対して負担することになる消費税額は2,400円である。

各事業者が国に納付する消費税額の合計額は、農家800円、農協800円、米屋800円の合計額2,400円となり、消費者が負担する消費税額と一致することとなる。

これが消費税の原則的な考え方である。



参 考 [総額表示]

平成 16 年 4 月 1 日より施行された「主として一般消費者に対して商品販売等を行う事業者については、価格の表示方法を税込価格による表示としなければならない―総額表示の義務―」は、表示における税込表示の規定であり、経理処理を規定するものではない。

～法 63 の 2～ 理論 40

事業者（免税事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（輸出免税等により消費税の納付義務がない事業者には適用しない。一般消費者に対しての表示を基本としている。最終的に 4%課税売上げを指すこととなる。

消費税が免除されるものを除く。以下同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う一般消費者に対しての表示を基本としている。

う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示すると
そもそも表示しないことも認めている。

きは、その資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を
表示しなければならない。

表示をするのであれば、「総額表示にしなければならない」義務規定となる。



Advice!

上記の理論 40 は、月例確認テスト基礎期 1 の出題理論である。早速理論暗記作業を経験してみよう！

暗記作業例

1. 暗記しやすい量で文節を区切ってみる。
2. 文節ごとに何度も読んでみる。
3. 最後に全体をつなげて空で読んで暗記度を確認する。

6 用語の説明

1. 課税売上げ

簿記上の勘定科目である「売上」とは異なり、消費税法上では何らかの収入を伴う取引を「売上げ」と示す。前述の理論 40 の解説中における「(4%) 課税売上げ」とは、「国税である 4% の消費税が課された収入取引」を示すこととなる。

従って、事業者が 4% 課税売上げに係る取引を行う場合に、事業者は消費者から消費税（実際は 5% の消費税等）を預ることとなる。

2. 課税仕入れ

簿記上の勘定科目である「仕入」とは異なり、消費税法上では何らかの支出を伴う取引を「仕入れ」と示す。「課税仕入れ」とは、「国税である 4% の消費税が課された支出取引」を示すこととなる。

従って、売上側の事業者が 4% 課税売上げに係る取引を行う場合に、仕入側の事業者では課税仕入れを行うこととなり、売上側の事業者は消費税（実際は 5% の消費税等）を預けることとなる。

3. 事業者

個人事業者及び法人をいう。

4. 免税事業者

事業者は、4% 課税売上げに係る取引を行う場合に消費税（実際は 5% の消費税等）を預り、課税仕入れを行うときに、売上側の事業者は消費税（実際は 5% の消費税等）を預け、この差額を納付する消費税額とする。しかし、実はすべての事業者が消費税を納めなければいけないわけではなく、消費税を納める義務を免除される事業者（「基準期間における課税売上高」が 1,000 万円以下となる事業者 → 基礎期テキスト 2 で学習する。）がある。これを免税事業者という。

5. 課税期間

納付する消費税額を計算する基礎となる期間をいう。

個人事業者 1月1日から12月31日までの期間（暦年）

法人 事業年度

個人事業者であればその 1 年間において行った取引に係る納付する消費税額、法人であればその事業年度において行った取引に係る納付する消費税額を計算し、個人事業者はその年の翌年の 3 月 31 日までに、法人はその事業年度終了後 2 月以内に確定申告及び納付を行うこととなる。

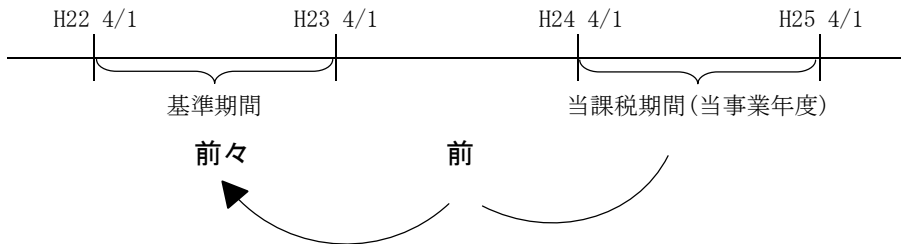
6. 基準期間

当課税期間に係る消費税の納税義務の有無の判定をする期間をいう。

個人事業者 その年の前々年

法人 その事業年度の前々事業年度

【例】 4月1日から翌年3月31日までを課税期間とする法人の場合



1—3 消費税の納付税額の計算方法

学習項目

- 1 納付する消費税額の計算パターン
- 2 具体例

1 納付する消費税額の計算パターン

納付する消費税額の簡単な計算式は「1—2—4 納付する消費税額」で示したが、「消費税の確定申告書」における実際の流れは、おおまかには以下ようになる。

(単位：円)

I 納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高）

基準期間における課税売上高（税抜） $>$ 10,000,000 \rightarrow 納税義務あり



Advice!

消費税を国に納める義務は、実はすべての事業者に課せられるものではない。

基準期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者にのみ課せられるものである。

基準期間における課税売上高とは、基準期間中に行った課税売上げの合計額（4%課税売上げについては、 $\frac{100}{105}$ を乗じて税抜きにする。）をいう。

基準期間における課税売上高（税抜） \leq 10,000,000 \rightarrow 納税義務なし
となれば、ここで計算は終了する。

この欄は、「基準期間における課税売上高」と1,000万円とを比較して、その事業者のその課税期間における消費税の納税義務の有無を判定する場所である。

※ 問題上で、「基準期間における課税売上高は〇〇〇円である。」と提示された場合は、この〇〇〇円をそのまま1,000万円との比較に使えばよい。

II 課税標準額

$$\text{課税資産の譲渡等の税込対価の合計額} \times \frac{100}{105} = \boxed{\times \times \times} \rightarrow \text{〇〇〇} \boxed{\text{(千円未満切捨)}}$$

電卓は 円未満 千円未満の端数がない
÷1.05 の端数 金額が計算された
が便利 は切捨て 場合であっても
し、表示 「(千円未満切捨)」の
しない。 表記を行うこと！



Advice!

納付する消費税額を計算する場合に、4%課税売上げに係る消費税額が使われるのであるが、この預る消費税額はその課税期間中の合計額を「課税標準額に対する消費税額」という。

「課税標準額に対する消費税額」は、一つ一つの4%課税売上げに係る消費税額を合計して計算するのではなく、税込金額としての4%課税売上げ取引を合計して、これに $\frac{100}{105}$ を乗じて税抜きにし、千円未満切捨てを行った金額に4%を乗じて計算される。

この欄は、「課税標準額に対する消費税額」を計算する前段階として、「課税標準額」という、その課税期間中の税込金額としての4%課税売上げを合計して、これに $\frac{100}{105}$ を乗じて税抜きにし、千円未満切捨てを行った金額を計算する場所である。

III 課税標準額に対する消費税額

$$\text{課税標準額 (千円未満切捨てをした金額)} \times 4\% = \text{〇〇〇}$$

IV 控除過大調整税額

回収貸倒れ債権の税込対価の合計額 $\times \frac{4}{105} = \text{〇〇〇}$ (円未満の端数は切捨てし、表示しない。)

電卓は $\div 105 \times 4$ とする (以下同じ。)



Advice!

この欄は、代表的なものとして、4%課税売上げに係る売掛金を貸倒れとして処理した後、回収できた場合における、その回収金額に係る消費税額を計算する場所である。最終的には「Ⅲ 課税標準額に対する消費税額」に加算される。

V 控除税額

1. 控除対象仕入税額

課税仕入れの税込対価の合計額 $\times \frac{4}{105} = \text{〇〇〇}$ (円未満の端数は切捨てし、表示しない。)



Advice!

納付する消費税額を計算する場合に、その事業者が課税仕入れを行って預けた消費税額があれば、それを預かった消費税額 (課税標準額に対する消費税額) から控除することとなる。

「その事業者が課税仕入れを行って預けた消費税額」は、一つ一つの課税仕入れに係る消費税額を合計して計算するのではなく、**税込金額としての課税仕入れを合計して、これに $\frac{4}{105}$ を乗じて計算される。**

この欄は、控除する**課税仕入れに係る消費税額**を計算する場所である。

2. 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

売上返還等の税込対価の合計額 $\times \frac{4}{105} = \text{〇〇〇}$ (円未満の端数は切捨てし、表示しない。)



Advice!

納付する消費税額を計算する場合に、その事業者が行った4%課税売上げについて売上値引き・売上返品等が生じた場合は、この値引き・返品等の金額に係る消費税額(売上げに係る対価の返還等に係る消費税額)は、預かった消費税額(課税標準額に対する消費税額)から当然、控除することとなる。

この「売上げに係る対価の返還等に係る消費税額」も、一つ一つの取引に係る消費税額を合計して計算するのではなく、**税込金額としての売上げに係る対価の返還等を合計して、これに $\frac{4}{105}$ を乗じて計算される。**

この欄は、控除する売上げに係る対価の返還等に係る消費税額を計算する場所である。

3. 貸倒れに係る消費税額

貸倒れ額の税込対価の合計額 $\times \frac{4}{105} = \text{〇〇〇}$ (円未満の端数は切捨てし、表示しない。)



Advice!

納付する消費税額を計算する場合に、その事業者が行った4%課税売上げについて貸倒れが生じた場合は、この貸倒れの金額に係る消費税額(貸倒れに係る消費税額)は、預かった消費税額(課税標準額に対する消費税額)から当然、控除することとなる。

この「貸倒れに係る消費税額」も、一つ一つの取引に係る消費税額を合計して計算するのではなく、**税込金額としての貸倒れ額を合計して、これに $\frac{4}{105}$ を乗じて計算される。**

この欄は、控除する貸倒れに係る消費税額を計算する場所である。

4. 控除税額小計

1. + 2. + 3. = 〇〇〇



Advice!

この欄は、課税標準額に対する消費税額から控除する消費税額を小計する場所である。

VI 差引税額

$$\text{III} + \text{IV} - \text{V} = \times \times \times \times \rightarrow \text{〇〇〇} \text{ (百円未満切捨)}$$

百円未満の端数がない金額が計算された場合であっても
(百円未満切捨)の表記を行うこと！



Advice!

「差引税額」は、課税標準額に対する消費税額＋控除過大調整税額－控除税額小計により計算される。

この欄は、差引税額を計算する場所であり、当課税期間中に中間納付している消費税額がない場合は、この差引税額が納付税額となる。

VII 納付税額

$$\text{VI} - \text{中間納付額} = \text{納付税額}$$



Advice!

当課税期間中に中間納付している消費税額がある場合は、「納付税額」の欄で差引税額から控除し、最終的に確定申告により納付することとなる消費税額を計算する。

この欄は、最終的に確定申告により納付することとなる消費税額（納付税額）を計算する場所である。

2 具体例

【例題】

甲株式会社の当課税期間（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度）における取引等の状況は、次の〔資料〕のとおりである。これらに基づき、当課税期間における納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高）及び納付すべき消費税の額（納付税額）をその計算過程を示して計算しなさい。甲株式会社は、税込経理方式を採用している。

【資料】

1. 甲株式会社の当課税期間（事業年度）の損益計算書（簡略型）は、次のとおりである。

損 益 計 算 書		
甲株式会社 自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日 （単位：円）		
I 総売上高		50,000,000
II 売上原価		28,000,000
売上総利益		22,000,000
III 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費	3,500,000	
(2) 一般管理費	6,900,000	10,400,000
税引前当期純利益		11,600,000

2. 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 「総売上高」は、すべて 4%課税売上げ（税込金額）である。
- (2) 「売上原価」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、26,155,000 円（税込金額）である。
- (3) 「販売費」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、3,090,000 円（税込金額）である。
- (4) 「一般管理費」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、6,780,000 円（税込金額）である。

3. 甲株式会社の基準期間における課税売上高は、15,000,000 円であった。

《解答》

(単位：円)

I 納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高）

$$15,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

II 課税標準額

$$50,000,000 \times \frac{100}{105} = 47,619,047 \rightarrow 47,619,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

III 課税標準額に対する消費税額

$$47,619,000 \times 4\% = 1,904,760$$

IV 控除税額

控除対象仕入税額

$$(26,155,000 + 3,090,000 + 6,780,000) \times \frac{4}{105} = 1,372,380$$

V 差引税額

$$1,904,760 - 1,372,380 = 532,380 \rightarrow 532,300 \text{ (百円未満切捨)}$$

VI 納付税額

$$532,300$$

基礎期第 1 回分

確認個別計算問題

「確認個別計算問題」・「答案用紙」・「解答解説」

第 1 回

【問題 1】 納付税額の計算

当社の当課税期間（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度）における取引等の状況は、次の【資料】のとおりである。これらに基づき、当課税期間における納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高）及び納付すべき消費税の額（納付税額）をその計算過程を示して計算しなさい。当社は、税込経理方式を採用している。

【資料】

1. 当社の当課税期間（事業年度）の損益計算書（簡略型）は、次のとおりである。

損益計算書

	自平成 24 年 4 月 1 日	至平成 25 年 3 月 31 日	(単位：円)
I 総売上高			80,000,000
II 売上原価			50,000,000
売上総利益			30,000,000
III 販売費及び一般管理費			20,000,000
税引前当期純利益			10,000,000

2. 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 「総売上高」は、すべて 4% 課税売上げ（税込金額）である。
- (2) 「売上原価」について当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、51,000,000 円（税込金額）である。
- (3) 「販売費及び一般管理費」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、15,000,000 円（税込金額）である。

3. 当社の基準期間における課税売上高は、12,000,000 円であった。

【問題 2】 納付税額の計算

当社の当課税期間（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度）における取引等の状況は、次の【資料】のとおりである。これらに基づき、当課税期間における納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高）及び納付すべき消費税の額（納付税額）をその計算過程を示して計算しなさい。当社は、税込経理方式を採用している。

【資料】

1. 当社の当課税期間（事業年度）の損益計算書（簡略型）は、次のとおりである。

損 益 計 算 書		
甲株式会社 自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日 （単位：円）		
I 総売上高		80,000,000
II 売上原価		50,000,000
売上総利益		30,000,000
III 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費	13,500,000	
(2) 一般管理費	6,500,000	20,000,000
税引前当期純利益		10,000,000

2. 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 「総売上高」は、すべて 4%課税売上げ（税込金額）である。
- (2) 「売上原価」について当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、51,000,000 円（税込金額）である。
- (3) 「販売費」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、10,500,000 円（税込金額）である。
- (4) 「一般管理費」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、4,500,000 円（税込金額）である。

3. その他の事項

当課税期間中に中間納付税額として納付した金額は、265,000 円である。

4. 当社の基準期間における課税売上高は、12,000,000 円であった。

【問題3】納付税額の計算

甲株式会社の当課税期間（平成24年4月1日から平成25年3月31日までの事業年度）における取引等の状況は、次の「資料」のとおりである。これらに基づき、当課税期間における納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高）及び納付すべき消費税の額（納付税額）をその計算過程を示して計算しなさい。なお、甲株式会社は、税込経理方式を採用している。

〔資料〕

1. 甲株式会社の当課税期間（事業年度）の損益計算書（簡略型）は、次のとおりである。

<u>損 益 計 算 書</u>		
甲商事株式会社	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日	（単位：円）
I 総売上高		100,000,000
II 売上原価		88,000,000
	売上総利益	12,000,000
III 販売費及び一般管理費		10,000,000
	営業利益	2,000,000
IV 営業外収益		
	(1) 受取利息	120,000
	(2) 雑収入	690,000
	経常利益	2,810,000
	税引前当期純利益	2,810,000

2. 損益計算書の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 「総売上高」は、すべて4%課税売上げ（税込金額）である。
- (2) 「売上原価」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、85,200,000円（税込金額）である。
- (3) 「販売費及び一般管理費」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、9,000,000円（税込金額）である。
- (4) 「受取利息」は、すべて国内の銀行預金の利息（消費税は課税されていないもの）である。
- (5) 「雑収入」は、すべて4%課税売上げ（税込金額）である。

3. 甲株式会社の基準期間における課税売上高は、89,000,000円であった。

【問題 4】 納付税額の計算

当社の当課税期間（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの事業年度）における取引等の状況は、次の【資料】のとおりである。これらに基づき、当課税期間における納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高）及び納付すべき消費税の額（納付税額）をその計算過程を示して計算しなさい。当社は、税込経理方式を採用している。

【資料】

1. 当社の当課税期間（事業年度）の損益計算書（簡略型）は、次のとおりである。

損 益 計 算 書（決算整理前）		
甲株式会社 自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日 （単位：円）		
I 総売上高		80,000,000
II 売上原価		
期首商品棚卸高		4,000,000
当期商品仕入高		51,000,000
期末商品棚卸高		5,000,000
		<u>50,000,000</u>
売上総利益		30,000,000
III 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費	13,500,000	
(2) 一般管理費	<u>6,500,000</u>	<u>20,000,000</u>
税引前当期純利益		10,000,000

2. 損益計算書（決算整理前）の内容に関して付記すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 「総売上高」は、すべて 4%課税売上げ（税込金額）である。
- (2) 「売上原価」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、51,000,000 円（税込金額）である。
- (3) 「販売費」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、10,500,000 円（税込金額）である。
- (4) 「一般管理費」のうち当課税期間における控除対象仕入税額の計算の基礎となる課税仕入れの金額は、4,500,000 円（税込金額）である。

3. その他の事項

以下の取引は、前記の損益計算書に反映されていない。

- (1) 「総売上高」である4%課税売上げに対して売上値引き 1,897,000 円（税込金額）が生じている。
- (2) 4%課税売上げに係る売掛金につき、貸倒れ 1,534,000 円（税込金額）が生じている。
- (3) 前課税期間中に貸倒れに係る消費税額の控除として処理をした4%課税売上げに係る売掛金 1,364,000 円（税込金額）が回収できている。
- (4) 当課税期間中に中間納付税額として納付した金額は、265,000 円である。

4. 当社の基準期間における課税売上高は、12,000,000 円であった。

第 1 回

【問題 1】

1. 納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高） （単位：円）

2. 課税標準額

3. 課税標準額に対する消費税額

4. 控除税額
 控除対象仕入税額

5. 差引税額

6. 納付税額

【問題 2】

1. 納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高） （単位：円）

2. 課税標準額

3. 課税標準額に対する消費税額

4. 控除税額
 控除対象仕入税額

5. 差引税額

6. 納付税額

【問題3】

1. 納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高） （単位：円）

2. 課税標準額

3. 課税標準額に対する消費税額

4. 控除税額

控除対象仕入税額

5. 差引税額

6. 納付税額

【問題 4】

1. 納税義務の有無の判定（基準期間における課税売上高） （単位：円）

2. 課税標準額

3. 課税標準額に対する消費税額

4. 控除過大調整税額

5. 控除税額
 - (1) 控除対象仕入税額

 - (2) 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

 - (3) 貸倒れに係る消費税額

(4) 控除税額小計

6. 差引税額

7. 納付税額

第1回

【解答解説1】

(単位：円)

1. 納税義務の有無の判定 (基準期間における課税売上高)

$$12,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

2. 課税標準額

$$80,000,000 \times \frac{100}{105} = 76,190,476 \rightarrow 76,190,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

3. 課税標準額に対する消費税額

$$76,190,000 \times 4\% = 3,047,600$$

4. 控除税額

控除対象仕入税額

$$(51,000,000 + 15,000,000) \times \frac{4}{105} = 2,514,285$$

5. 差引税額

$$3,047,600 - 2,514,285 = 533,315 \rightarrow 533,300 \text{ (百円未満切捨)}$$

6. 納付税額

$$533,300$$

【解答解説2】

(単位：円)

1. 納税義務の有無の判定 (基準期間における課税売上高)

$$12,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

2. 課税標準額

$$80,000,000 \times \frac{100}{105} = 76,190,476 \rightarrow 76,190,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

3. 課税標準額に対する消費税額

$$76,190,000 \times 4\% = 3,047,600$$

4. 控除税額

控除対象仕入税額

$$(51,000,000 + 10,500,000 + 4,500,000) \times \frac{4}{105} = 2,514,285$$

5. 差引税額

$$3,047,600 - 2,514,285 = 533,315 \rightarrow 533,300 \text{ (百円未満切捨)}$$

6. 納付税額

$$533,300 - 265,000 = 268,300$$

《解説》

当課税期間中に中間納付している消費税額がある場合は、「納付税額」の欄で差引税額から控除し、最終的に確定申告により納付することとなる消費税額を計算する。

【解答解説3】

(単位：円)

1. 納税義務の有無の判定 (基準期間における課税売上高)

$$89,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

2. 課税標準額

$$(100,000,000 + 690,000) \times \frac{100}{105} = 95,895,238 \rightarrow 95,895,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

3. 課税標準額に対する消費税額

$$95,895,000 \times 4\% = 3,835,800$$

4. 控除税額

控除対象仕入税額

$$(85,200,000 + 9,000,000) \times \frac{4}{105} = 3,588,571$$

5. 差引税額

$$3,835,800 - 3,588,571 = 247,229 \rightarrow 247,200 \text{ (百円未満切捨)}$$

6. 納付税額

$$247,200$$

【解答解説4】

(単位：円)

1. 納税義務の有無の判定 (基準期間における課税売上高)

$$12,000,000 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり}$$

2. 課税標準額

$$80,000,000 \times \frac{100}{105} = 76,190,476 \rightarrow 76,190,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

3. 課税標準額に対する消費税額

$$76,190,000 \times 4\% = 3,047,600$$

4. 控除過大調整税額

$$1,364,000 \times \frac{4}{105} = 51,961$$

5. 控除税額

- (1) 控除対象仕入税額

$$(51,000,000 + 10,500,000 + 4,500,000) \times \frac{4}{105} = 2,514,285$$

- (2) 売上げに係る対価の返還等に係る消費税額

$$1,897,000 \times \frac{4}{105} = 72,266$$

- (3) 貸倒れに係る消費税額

$$1,534,000 \times \frac{4}{105} = 58,438$$

- (4) 控除税額小計

$$2,514,285 + 72,266 + 58,438 = 2,644,989$$

6. 差引税額

$$3,047,600 + 51,961 - 2,644,989 = 454,572 \rightarrow 454,500 \text{ (百円未満切捨)}$$

7. 納付税額

$$454,500 - 265,000 = 189,500$$

《解説》

1. 4%課税売上げに係る売掛金を貸倒れとして処理した後に回収できた場合における、その回収金額に係る消費税額は、「控除過大調整税額」の欄に記載し、最終的には「差引税額」の欄において「課税標準額に対する消費税額」に加算される。
2. その事業者が行った4%課税売上げについて売上値引き・売上返品等が生じた場合は、この値引き・返品等の金額に係る消費税額（売上げに係る対価の返還等に係る消費税額）は、預かった消費税額（課税標準額に対する消費税額）から控除することとなる。
3. その事業者が行った4%課税売上げについて貸倒れが生じた場合は、この貸倒れの金額に係る消費税額（貸倒れに係る消費税額）は、預かった消費税額（課税標準額に対する消費税額）から控除することとなる。
4. 当課税期間中に中間納付している消費税額がある場合は、「納付税額」の欄において差引税額から控除し、最終的に確定申告により納付することとなる消費税額を計算する。
5. 損益計算書上の「売上原価」欄では、期首商品棚卸高、当期商品仕入高、期末商品棚卸高が提示されるが、このうち「課税仕入れ（国税である4%の消費税が課された支出取引）」に該当するものは、「当期商品仕入高」である（期首商品棚卸高については、前課税期間以前において課税仕入れとして認識しているはずであるし、期末商品棚卸高については、当期商品仕入高の段階で課税仕入れを認識している。）。

LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2011 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

HU12334